

エネアークでんきご契約のお客さまへ

株式会社エネアーク関西

ご契約に関する重要なお知らせ

拝啓 平素は弊社サービスに格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

弊社は、2026年1月1日より、電気需給約款を下記の通り変更いたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本書面の内容については、電気事業法にもとづき、上記に係る変更内容を記載した「契約締結前交付書面」となります。本書面には、弊社の電気のご契約に関する重要事項が記載されておりますのでご確認くださいようお願い申し上げます。また本変更以外の重要事項に関わる説明をご希望される場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

敬 具

記

1. 変更内容の概要

●すべての電気プランにおける契約期間の廃止

弊社は、電気需給約款にもとづき、契約期間をあらかじめ1年単位で定めておりましたが、2026年1月1日より、契約期間を廃止いたします。

変更前	変更後
VI 契約期間、変更および終了 第 28 条 契約期間 1. 契約期間は、以下によります。 <u>(1) 契約期間は、需給開始日から 1 年目の日 までとします。ただし、お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間とします。また、お客さまが第 29 条（お客さまの申し出による解約）第 1 項に定める解約通知をせずに、既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと認められるときは、お客さまが最後に電気を使用した日と当社が判断した後に、当社が本契約を終了させる措置を完了した日に本契約が終了するものとします。なお、お客さまが既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと一般送配電事業者等が判断した場合は、一般送配電事業者等が電気の供給を終了させるための措置を行った日に本契約が終了するものとします。</u> <u>(2) 契約期間満了日の 30 日前までに当社に本契約の終了の申し出または変更がない場合、本契約は、契約期間満了後も 1 年ごと（お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間ごと）に同一条件で継続されるものとします。</u>	VI 契約期間、変更および終了 第 28 条 契約期間 契約期間は、需給開始日から 開始するものとし、終了日は定めないものとします。 ただし、お客さまと当社が電気料金メニュー約款で定める内容に従い別途合意する場合は、別途合意する期間とします。また、お客さまが第 29 条（お客さまの申し出による解約）第 1 項に定める解約通知をせずに、既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと認められるときは、お客さまが最後に電気を使用した日と当社が判断した後に、当社が本契約を終了させる措置を完了した日に本契約が終了するものとします。なお、お客さまが既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと一般送配電事業者等が判断した場合は、一般送配電事業者等が電気の供給を終了させるための措置を行った日に本契約が終了するものとします。 (左記文言は削除)

第 31 条 契約の変更 1. お客様が本申込書に記載していただいた内容について変更を希望される場合、当社所 定の方法により変更手続きを行っていただきます。 2. 前項にかかわらず、お客様が契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希 望日の 30 日前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承をえていただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電力を減少できません。 3. 前項による契約電力の減少が新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した 日から 1 年未満の期間内となる場合において、当社が一般送配電事業者等から、託送供給 等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額に相当する金額の支払いを求められた場合には、当社の請求に応じ、お客様に当該精算金額に相当する金額を当社に支払っていただく場合がございます。 4. 契約電力・容量、料金プラン、契約名義、その他契約内容の変更は、1 月単位で実施します。この場合の料金適用開始日は、契約変更手続き完了後の直後の検針日以降とします。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。	第 31 条 契約の変更等 1. お客様が本申込書に記載していただいた内容について変更を希望される場合、当社所 定の方法により変更手続きを行っていただきます。 2. 前項にかかわらず、お客様が契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希 望日の 30 日前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承をえていただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電力を減少できません。 3. 前項による契約電力の減少が新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した 日から 1 年未満の期間内となる場合において、当社が一般送配電事業者等から、託送供給 等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額に相当する金額の支払いを求められた場合には、当社の請求に応じ、お客様に当該精算金額に相当する金額を 当社に支払っていただく場合がございます。 4. 契約電力・容量、料金プラン、契約名義、その他契約内容の変更は、1 月単位で実施します。この場合の料金適用開始日は、契約変更手続き完了後の直後の検針日以降とします。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。 5. 当社、一般送配電事業者等または電気に付帯するサービスを提供する事業者等の都合により、契約種別を廃止する場合は、当該契約種別のお客様には廃止期日の 1 ヶ月以上前にご連絡いたします。当該お客様には、他の契約種別への変更または当社との需給契約の解約等の手続きを行っていただきます。
--	---

以 上

<お問い合わせ先>

大阪府大阪市中央区備後町3-6-14 アーバネックス備後町ビル4階

株式会社エネアーク関西（小売電気事業者登録番号：A0241）

電話番号：0120-77-1006

受付時間：9：00～17：30（年末年始を除く全日）